

## 保証料率表（責任共有外保証料率表）

（年率 %）

保証区分	一企業に係る保証付融資 合計額（注2）・担保の有無	料率区分（注1）（注3）（注7）（注8）									
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	
一般保証 （注4）	500万円以下	1.47	1.33	1.20	1.07	0.90	0.73	0.60	0.47	0.33	
	500万円超1,000万円以下	1.79	1.63	1.47	1.30	1.10	0.90	0.73	0.57	0.40	
	1,000万円超	有担保	2.10	1.90	1.70	1.50	1.25	1.00	0.80	0.60	0.40
		無担保	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
東京都制度融資	500万円以下	1.38	1.25	1.12	1.00	0.80	0.66	0.53	0.41	0.30	
	500万円超1,000万円以下	1.54	1.43	1.32	1.21	1.00	0.81	0.67	0.52	0.37	
	1,000万円超	有担保	1.62	1.52	1.42	1.32	1.15	1.00	0.80	0.60	0.40
		無担保	1.72	1.62	1.52	1.42	1.25	1.10	0.90	0.70	0.50
当座貸越根保証 手形割引根保証 電子記録債権割引根保証 長期経営資金	有担保	1.77	1.60	1.43	1.26	1.05	0.84	0.67	0.50	0.33	
	無担保	1.87	1.70	1.53	1.36	1.15	0.94	0.77	0.60	0.43	
特別小口保険・ 特例関係保険関連 （注5）	500万円以下	0.40									
	500万円超1,000万円以下	0.70									
	1,000万円超	0.80									
東日本大震災復興緊急 保険関連	500万円以下	0.40									
	500万円超1,000万円以下	0.60									
	1,000万円超	0.70									
特定保険関連 （注6）	500万円以下	0.90									
	500万円超1,000万円以下	1.10									
	1,000万円超	有担保	1.25								
		無担保	1.35								
事業再生保証（DIP） 再建・資金状況改善融資 （企業再建）	有担保	2.10									
	無担保	2.20									
事業再生計画実施関連保証		1.00									
中堅企業特別保証	左記保証の 合計額	1億円以下	0.60								
		1億円超	0.70								

（注1） 責任共有制度の対象外となる以下の保証に適用する。

1. 経営安定関連保険1号～6号に係る保証
  2. 災害関係保険に係る保証
  3. 特別小口保険に係る保証
  4. 創業関連保険（支援創業関連保証、再挑戦支援保証、支援再挑戦支援保証を含む）、創業等関連保険に係る保証
  5. 事業再生保険に係る保証
  6. 小口零細企業保証制度（全国統一の保証制度及び国の制度に準拠して創設される自治体制度）
  7. 求償権消滅保証
  8. 中堅企業特別保証
  9. 東日本大震災復興緊急保険に係る保証
  10. 経営力強化保証（責任共有制度対象外の保証付既往借入金を既往残高の範囲内で借り換えるもの）
  11. 事業再生計画実施関連保証（責任共有制度対象外の保証付既往借入金を既往残高の範囲内で借り換えるもの）
- なお、「保証料率」は、保証委託額（100%保証のため融資金額と同額）に対する率。

（注2） 統廃合された制度の融資残高を含む。  
但し、中小企業金融安定化特別保証の融資残高は含まない。

（注3） 保証申込日の直前の決算における貸借対照表及び損益計算書（二期分ある場合は二期分の貸借対照表及び損益計算書）を基に、一般社団法人CRD協会のリスク評価モデルにより判定される区分。  
なお、直前の決算において貸借対照表がない場合は、区分5の料率を適用する。

（注4） 短期資金特別保証、季節資金特別保証、経営承継関連保証、予約保証、中小企業承継事業再生関連保証及び経営力強化保証を含む。

（注5） 次の保険を利用した保証。

1. 特別小口保険（東日本大震災復興緊急保険及び事業再生計画実施関連保証に係るものを除く）及び新事業開拓保険（低保険料率適用分）
2. 経営安定関連、災害関係、創業等関連、創業関連（支援創業関連を含む）、労働力確保関連、中小小売商業活動等関連、地域伝統芸能等関連、中心市街地商業等活性化関連、中心市街地商業等活性化支援関連、経営革新関連、中小企業経営資源活用関連、異分野連携新事業分野開拓関連、流通業務総合効率化関連、特定研究開発等関連、地域産業集積関連、地域産業資源活用事業関連、農商工等連携事業関連、商店街活性化事業関連及び特定下請連携事業関連の各特例保険。

（注6） 次の保険を利用した保証。

1. 公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資保険及び新事業開拓保険（低保険料率適用分を除く）
2. 商店街整備等支援関連、伝統的工芸品支援関連、小規模事業者支援関連、特定中小企業再生支援関連、周辺地域整備関連、農商工等連携支援関連、商店街活性化支援関連、経営革新等支援関連、情報提供支援関連及び連携創業支援関連の各特例保険。

（注7） 予約保証については、予約時の信用リスクに対応した保証料率よりも一区分高い料率を適用する。  
また、経営力強化保証については、申込時の信用力に対応した保証料率よりも一区分低い料率を適用する。ただし、申込時の信用力に対応した保証料率が最も低い保証料率の場合及び決算書がない場合等は一区分低い料率の適用は行わない。

（注8） 次のいずれかの書類を提出した中小企業者に対して0.1%割引した料率を適用する。

- ① 会計参与を設置している旨の登記を行ったことを示す書類
- ② 公認会計士または監査法人の監査を受けたことを示す監査報告書の写し

※個人事業者、組合、医療法人等は対象になりません。  
※一括支払契約保証は対象となりません。